

平成26年 月 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県公立大学法人評価委員会  
委員長 宮田 速雄（公印省略）

## 意見書（案）

高知県が設置する2つの公立大学法人の統合について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第108条第2項の規定に基づく高知県公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりです。

地方独立行政法人法第108条第2項に規定する法人の統合については、異存はありません。